

# 一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会 定 款

## 第 1 章 総則

(名称)

第 1 条 当法人は、一般社団法人東京臨海副都心まちづくり協議会（以下「当協議会」という。）と称する。

(事務所)

第 2 条 当協議会は、主たる事務所を東京都江東区に置く。

(目的)

第 3 条 当協議会は、国際・広域交通の結節点である東京臨海副都心地域において、集う人々が憩い、くつろぎ、楽しめる、夢のあるまちづくりを行い、これを現在から未来へ永続的に発展させていくために、自主的なまちづくり指針や地域振興策の制定及び実施、並びに地域全体、会員相互の調整等の諸課題について、東京都とのパートナーシップの下に共同で対処していくことを目的とする。

(事業)

第 4 条 当協議会は、前条の目的を達成するため、会員相互の協力により次の事業を行う。

- (1) 東京臨海副都心地域のにぎわいの創出及び文化振興
- (2) 東京臨海副都心地域の環境対策
- (3) 東京臨海副都心地域のまちづくりに関する連絡調整
- (4) 東京臨海副都心地域の防災及び防犯活動
- (5) 東京臨海副都心地域の公共施設及び公共空間の活用
- (6) 臨海副都心広告協定の運用
- (7) 情報収集及び広報渉外活動
- (8) 関係行政機関に対する意見及び提案
- (9) 前各号に掲げる事項に関する調査及び研究
- (10) 前各号に掲げるもののほか、当協議会の目的を達成するために必要な事業

(事業年度)

第 5 条 当協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(公告)

第 6 条 当協議会の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由

によって電子公告による公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

## 第2章 会員

(種別)

第7条 当協議会の会員は、正会員と特別会員とし、当協議会の目的に賛同する法人又は団体とする。また、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）における社員とする。

- 2 正会員は、臨海副都心地域内における次の各号に定める法人又は団体とする。
  - (1) 建物その他の建造物の所有を目的とする土地の賃借人及び地上権者
  - (2) 自ら建物その他の建造物を所有し、又は所有しようとする土地所有者
  - (3) 土地所有者から土地信託を受け、建物その他の建造物を所有し、又は所有しようとする者
  - (4) (2) 及び (3) に定める者が自己の代わりに推薦する、当該所有者から建物その他建造物を賃借している者で、理事会の承認を得ている者
  - (5) その他公共的・公益的な性格を持つ者で、理事会の承認を得ている者
- 3 特別会員は、前項に定める正会員以外で、臨海副都心地域内における次の各号に定める法人又は団体とする。
  - (1) 国の行政機関
  - (2) 地方公共団体又はその組織

(入会)

第8条 会員として入会しようとする者は、別に定める入会申込書により申し込みを行い、理事会の承認を受けなければならない。

(経費の負担)

第9条 会員は、当協議会の活動に必要な経費を負担しなければならない。

- 2 負担した経費は、理由の如何を問わず返還しない。

(任意退会)

第10条 会員は、やむを得ない事由があるときは、別に定める退会届を理事会に提出し、退会することができる。

- 2 退会届は、退会を希望する日の3か月前までに提出しなければならない。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、社員総会の決議によりその会員を除名することができる。

- (1) 当協議会の定款、その他の規則等に違反したとき。
- (2) 当協議会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第12条 前2条の場合のほか、会員が次の各号の一に該当するに至った場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員が解散したとき。
- (2) 会員が破産手続開始の決定を受けたとき。
- (3) 会員が第7条に定める要件を失ったとき。
- (4) 会員に暴力団等反社会的組織に属する者が在籍していることが発覚したとき。

(会員規則)

第13条 会員に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める会員規則によるものとする。

### 第3章 社員総会

(種類)

第14条 当協議会の社員総会は、定時社員総会及び臨時社員総会の2種とする。

(構成)

第15条 社員総会は、正会員をもって構成する。

- 2 社員総会における議決権は、正会員1名につき1個とする。
- 3 社員総会には、正会員のほか必要と認める者を出席させることができ、出席した者は意見を述べることができる。

(権限)

第16条 社員総会は、次に掲げる事項について決議する。

- (1) 役員を選任及び解任
- (2) 定款の変更
- (3) 会員の除名
- (4) 解散及び残余財産の処分
- (5) 理事会において社員総会に付議する事項
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(開催)

第17条 定時社員総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時社員総会は、必要がある場合に開催する。

(招集)

第18条 社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、理事長が招集する。

(議長)

第19条 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定めた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第20条 社員総会は、総正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第21条 社員総会の決議は、出席した正会員の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる社員総会の決議は、総正会員の半数以上であって総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

(1) 会員の除名

(2) 役員解任

(3) 定款の変更

(4) 解散

(5) 前各号に掲げるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(議決権の代理行使)

第22条 社員総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項において、他の正会員を代理人として議決権の行使をする場合における正会員又は代理人は、代理権を証明する書類を提出しなければならない。

3 第1項の場合における第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(決議の省略)

第23条 理事又は正会員が社員総会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき

は、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(報告の省略)

第24条 理事が、正会員の全員に対して社員総会に報告すべき事項を通知した場合において、その事項を社員総会に報告することを要しないことにつき、正会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その事項の社員総会への報告があったものとみなす。

(議事録)

第25条 社員総会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(社員総会規則)

第26条 社員総会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める社員総会規則によるものとする。

## 第4章 役員

(種類及び定数)

第27条 当協議会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3名以上7名以内
  - (2) 監事 2名以内
- 2 理事のうち、1名を理事長とする。また、2名以内を副理事長とすることができる。
- 3 前項の理事長をもって一般法人法上の代表理事とし、副理事長をもって業務を執行する理事とする。

(選任等)

第28条 役員は、社員総会の決議によって選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事会の決議によって選定する。
- 3 監事は、当協議会の理事を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、当協議会の業務の執行の決定に参画する。

- 2 理事長は、当協議会を代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、当協議会の業務を執行する。
- 4 理事長及び副理事長は、毎事業年度に4か月を越える間隔で2回以上、自己の職務の

執行状況を理事会に報告しなければならない。

- 5 理事は、理事長若しくは副理事長が欠けたとき又は理事長若しくは副理事長に事故があるときは、理事会があらかじめ決定した順序により理事長又は副理事長の業務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第30条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令に定めるところにより監査報告を作成しなければならない。

- 2 監事は、いつでも理事及び当協議会の使用人に対して事業の報告を求め、当協議会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(任期)

第31条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時社員総会の終了の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了するときまでとする。
- 3 増員により選任された理事の任期は、現任者の任期の満了するときまでとする。
- 4 理事又は監事は、第27条に定める定数に足りなくなるときは、任期満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、理事又は監事としてその職務を行わなければならない。

(解任)

第32条 役員は、社員総会の決議により解任することができる。

(報酬)

第33条 役員は、無報酬とする。

(取引の制限)

第34条 理事が次に掲げる取引をしようとするときは、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする当協議会の事業に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにする当協議会との取引
  - (3) 当協議会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における当協議会とその理事との利益が相反する取引
- 2 理事が前項の取引をしたときは、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しな

なければならない。

(責任の免除又は限定)

第35条 当協議会は、一般法人法に定める役員の責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

2 当協議会は、前項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を理事会の決議によって締結することができる。

## 第5章 理事会

(構成)

第36条 当協議会は、理事会を設置する。

2 理事会は、全ての理事で構成する。

(種類及び開催)

第37条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

2 通常理事会は、毎事業年度2回開催する。

3 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から理事会の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。

(権限)

第38条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 社員総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

(3) 当協議会の業務執行の決定

(4) 役員候補者の推薦

(5) 理事の職務執行の監督

(6) 理事長及び副理事長の選任及び解職

(7) 前各号に掲げるもののほか、法令及びこの定款に定める事項

(8) その他重要な業務執行に関する事項

(招集)

第39条 理事会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長が招集する。

2 理事会を招集するときは、理事会の日時及び場所並びに目的である事項を記載した書

面をもって開催日の1週間前までに役員に対して通知しなければならない。

- 3 前項の規定にかかわらず、役員の実員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第40条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、あらかじめ理事会において定められた順序により他の理事がこれに当たる。

(定足数)

第41条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第42条 理事会の決議は、この定款に定めるもののほか、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、出席した理事の過半数をもって行う。

(決議の省略)

第43条 理事が、理事会の目的である事項について提案した場合において、その提案につき、議決に加わることのできる理事の実員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(報告の省略)

第44条 理事又は監事が、役員の実員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、その事項を理事会へ報告することを要しない。

- 2 前項の規定は、第29条第4項の規定による報告には適用しない。

(議事録)

第45条 理事会の議事については、法令で定めるところにより議事録を作成しなければならない。

(理事会規則)

第46条 理事会に関し必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める理事会規則によるものとする。

## 第6章 事業推進委員会

(設置)

第47条 当協議会は、その目的を達成するため、理事会の下部組織として事業推進委員会を設置する。

(事業推進委員会規則)

第48条 事業推進委員会に関し必要な事項は、別に定める事業推進委員会規則によるものとする。

## 第7章 会計

(事業計画及び収支予算)

第49条 当協議会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経て、直近の社員総会に報告するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長が理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じた収入及び支出をすることができる。

3 前項の収入及び支出は、新たに成立した予算の収入及び支出とみなす。

(事業報告及び決算)

第50条 当協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、直近の定時社員総会に提出し、承認を受けなければならない。

(1) 事業報告書

(2) 計算書類

2 当協議会は、前項の定時社員総会の終結後直ちに、貸借対照表を公告するものとする。

(剰余金の分配の禁止)

第51条 当協議会は、剰余金の分配を行うことができない。

(会計原則)

第52条 当協議会の会計は、一般に公正妥当と認められる会計の慣行に従うものとする。

2 会計処理に必要な事項は、法令又はこの定款に定めるもののほか、別に定める経理規程によるものとする。

## 第8章 定款の変更、合併、解散等

(定款の変更)

第53条 この定款は、社員総会の決議により変更することができる。

(合併等)

第54条 当協議会は、社員総会の決議により一般法人法に基づく他の法人との合併、事業の全部又は一部の譲渡及び事業の全部の廃止をすることができる。

(解散)

第55条 当協議会は、法令に定める事由によるほか、社員総会の決議により解散することができる。

(残余財産の処分)

第56条 当協議会が解散する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

## 第9章 事務局

(設置)

第57条 当協議会は、当協議会の事務を処理するため、事務局を設置する。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

(事務局規則)

第58条 事務局に関し必要な事項は、別に定める事務局規則によるものとする。

## 第10章 補則

(委任)

第59条 この定款に定めるもののほか、当協議会の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第60条 当協議会は、当協議会に財産を贈与若しくは遺贈する者、当協議会の役員若しくは会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関し特別の利益を与えることができない。

(法令の準拠)

第61条 この定款に定めのない事項は、全て一般法人法その他の法令に従う。

附 則

この定款は、平成27年2月26日から施行する。

附 則

この定款は、平成27年3月24日から施行する。